

## 岡山・建部医療福祉専門学校 学則 (抜粋)

(授業科目の評価および単位修得の認定)

第 17 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の出席時間と当該授業科目の評価により行う。

- 2 授業時間及び臨地実習の出席時間が 3 分の 2 以上出席していない者については、その授業科目の学業成績は評価しない。
- 3 各授業科目の評価は 100 点満点の内、優 (80 点以上)、良 (70 点以上)、可 (60 点以上)、不可 (60 点未満) とし、可以上を合格とする。
- 4 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者には追試験・追実習を、試験の成績が合格点に満たない科目がある者に対しては、再試験・再実習を行うことがある。
- 5 認定の取り扱いについては別に規程を設ける。

(卒業の認定)

第 19 条 第 17 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の決議を経て、学校長が卒業を認める。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、原則として卒業を認めない。
- 3 学校長は、卒業を認定した者に「卒業証書」【学校様式第 1 号】を授与する。
- 4 修了した専門課程学科に基づき、下記の通りの称号を付与する。  
専門士 (医療専門課程 看護学科)